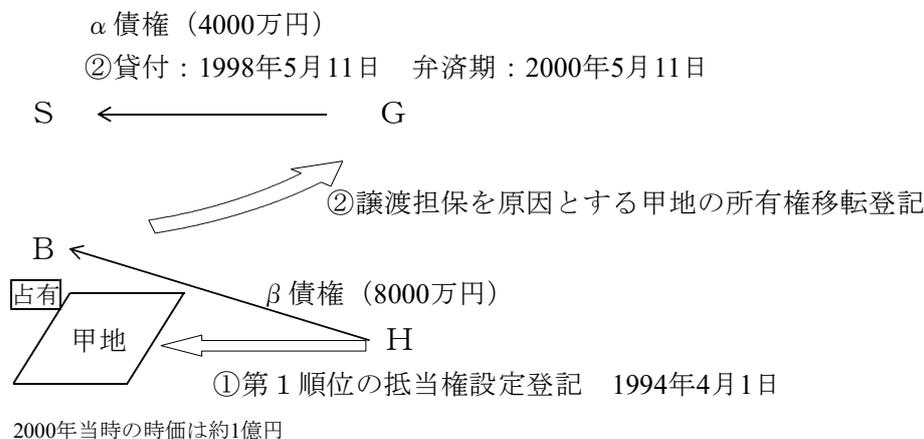


第2回講義参考資料

2018/08/18

【当事者関係図と事件の経過】



2000年5月 2日 BがSを無権代理して、Gに「承諾料」100万円を支払い、α 債権の弁済期の延期を合意

2002年4月30日 B・G間で同様に再延期を合意

(事例3の設定：2004年4月3日にSが「債務承認書」をGに差入れ)

2004年4月30日 B・G間で同様に再々延期を合意⇒弁済期：2006年5月13日

(事例2の設定：2006年4月3日にSが「債務承認書」をGに差入れ)

2006年4月 8日 Bの無権代理行為が発覚

2006年4月12日 SがBの行為の追認を拒絶し、α 債権の時効を援用

(2)の設定：2006年4月12日 SがBの行為を追認
2006年4月21日 Bがβ 債権の時効援用を拒絶
甲の時価は約9000万円に下落

【本日言及する(可能性のある)判例・文献】 太字は事前指示判例・文献

◎判例

①大判明43年1月25日民録16輯22頁 <LEX/DB 27521370>

直接性要件をとる旧判例で物上保証人の時効援用権を否定

②最判昭42年10月27日民集21巻8号2110頁 <LEX/DB 27001033>

物上保証人の時効援用権を肯定して①を変更

③大判大8年10月8日民録25輯1859頁 <LEX/DB 27522927>

後順位抵当権に基づく妨害排除請求としての先順位抵当権登記抹消請求を肯定

◎学説

①五十嵐清「必読判例①判批」判評95号18頁

②佐久間毅『民法の基礎 I 総則 [第3版]』(有斐閣、2008年) 429-431頁

③鈴木禄弥『民法総則講義 [2訂版]』(創文社、2003年) [546]

◎民法改正関係

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

※現行148条は147条に掲げる「中断」について当事者及びその承継人の間においてのみ効力を有するとして「中断」の相対効を定める。改正民法は、この「中断」を「完成猶予」と「更新」に再編し、新153条は、この再編に応じて3項に規律を分ける。もともと、同条は「中断」とされていた条文に限って現行148条と同じ相対効を規律しており、従来の「停止」の場合を含まないので、実質内容は現行148条と変わらない。

(承認による時効の更新)

第152条1項 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。

(債権等の消滅時効)

第166条1項 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

※商法522条は削除。

※改正民法新457条1項は「中断」を「完成猶予及び更新」に置き換えているだけで現行457条1項と内容は変わらない。